



原子力発 第19405号
令和2年 2月 27日

原子力規制委員会 殿

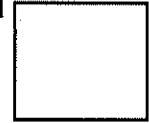
経済産業大臣
梶山 弘志 殿

住所
氏名

香川
四国

番5号

取締役社長
社長執行役員 長井



使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和元年11月7日付け原子力発 第19282号で申請しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

以上

1. 使用前検査申請書

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第19282号（令和元年11月 7日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

【申請書記載事項】

検 査 希 望 年 月 日	(四号) 自 令和2年3月 9日 至 令和2年3月28日
	(五号) 自 令和2年4月26日 至 令和2年4月27日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和2年 4月27日

(変更後)

【申請書記載事項】

検 査 希 望 年 月 日	(四号) 自 未定 至 未定
	(五号) 自 未定 至 未定
使 用 開 始 予 定 年 月 日	未定

変更理由

令和2年1月17日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならないとの決定がなされたこと等により、今後の工程が見通せなくなったため、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」の記載を変更する。

2. 2 工事の工程に関する説明書

変更内容は、添付資料のとおり。

3. 添付資料

添付資料 「工事の工程に関する説明書」 変更前後比較

(変更前)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	令和元年	令和2年				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月
原子炉本体				△ ⇔ △ 使用前検査 (四号)	⇔ ▲ 使用前検査 (五号)	

△ 燃料装荷検査、臨界ボロン濃度測定検査、減速材温度係数測定検査、停止余裕検査

▲ 負荷検査 (その1)

— 工事期間

(変更後)

工事の工程に関する説明書

年月	令和元年	未定
	12月	
項目	原子炉本体	

△ ← → △
使用前検査 (四号)

↔
▲
使用前検査 (五号)

△ 燃料装荷検査、臨界ボロン濃度測定検査、減速材温度係数測定検査、停止余裕検査

▲ 負荷検査 (その1)

— 工事期間

変更理由

令和2年1月17日、広島高等裁判所での抗告審において、伊方発電所3号機の原子炉を運転してはならないとの決定がなされたこと等により、今後の工程が見通せなくなったため、工程に関する記載を変更する。